

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目①

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。
実績又は現況	A) 品質ポリシー及び品質マニュアル ・品質ポリシーの策定・公表（2014 年 8 月） ・品質マニュアルの策定・公表（2014 年 12 月）、改訂（2015 年 6 月、2016 年 7 月、2022 年 7 月）
	B) その他品質管理のための具体的な手順を示す主な文書 品質管理のための具体的な手順を示す文書として主に以下の文書を作成している。 ・「意匠審査基準」（審査の基本的な考え方を示す文書）（2023 年 12 月改訂） ・「意匠審査便覧」（審査業務にあたり必要となる事項等を示した文書）（2023 年 12 月改訂） ・「面接ガイドライン」（面接・電話対応の具体的な手順を示す文書）（2024 年 1 月改訂）
	C) 意匠分類関連 ・日本意匠分類毎の定義の作成及び公開（2024 年 4 月更新） ・国際意匠分類（ロカルノ分類）第 15 版と日本意匠分類との対応表（コンコードダンス表）及び国際意匠分類第 15 版の仮訳について特許庁ホームページで公開（2024 年 12 月） ・国際意匠分類第 15 版の運用開始予定（2025 年 1 月）
	D) 文書の管理 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の具体的な手順を示す文書については、随時利用可能に提供し、必要な更新を行うなど、イントラネットを含め適切に管理している。 「意匠審査基準」は令和 5 年不正競争防止法等の一部を改正する法律による意匠法改正に則した意匠の新規性喪失の例外適用手続緩和等に係る意匠審査基準の改訂を行った（2023 年 12 月に特許庁ホームページで公表）。 「面接ガイドライン」は、ユーザーからの要望を踏まえ ①出願人が希望する場合に出願人が使用する建物内等での出張面接を行うことを可能とする改訂、並びに、ユーザーとのコミュニケーションをさらに円滑化すべく ②電子メールによる担当審査官への面接依頼、及び、補正案等の送付の際に、電子メールによる事前連絡を可能とする改訂を行った（2024 年 1 月改訂）。
	E) 文書の一覧表の作成 ・「審査品質管理・審査基準・分類等関連文書の四法対照表」（特許／実用新案、意匠、商標の品質ポリシー及び品質マニュアルを含む審査品質管理・審査基準・分類等関連文書についての一覧表）
	F) 意匠制度の改正や意匠審査基準改訂に関する周知 1. 近年改正された意匠法等に関して、以下のとおり周知を行った。 <特許庁ホームページへの掲載> ・令和 5 年 6 月 14 日公布の改正意匠法（意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続の緩和）について、特許庁ホームページで周知 ・意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続について周知のための解説動画「意匠犬と学ぼう！」シリーズを作成し、特許庁ホームページ及び YouTube チャンネルで公開中（第 4 弾まで公開済み）

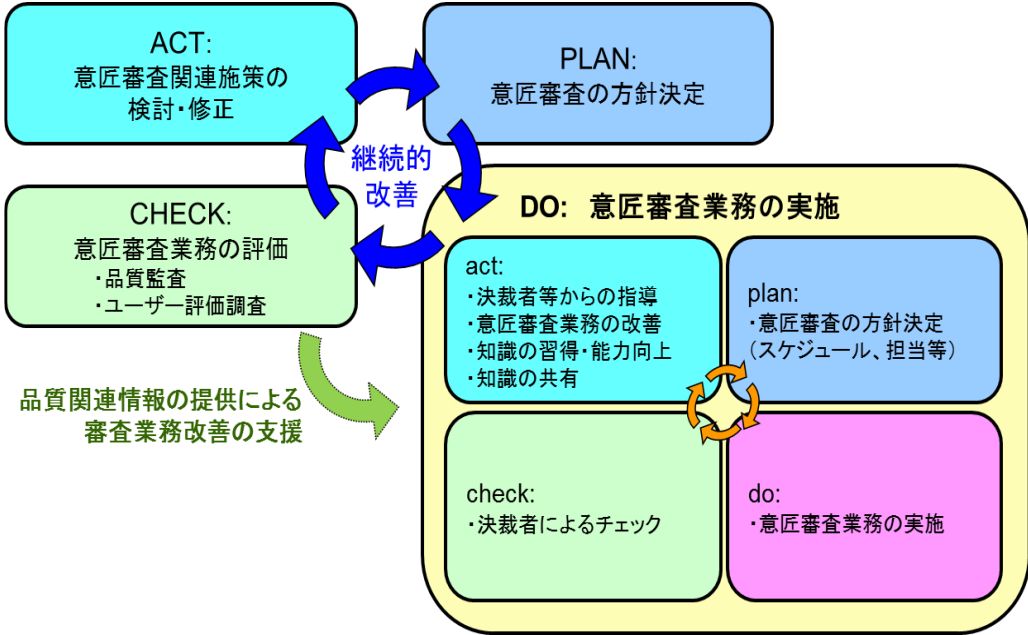
各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目①

	・「令和元年意匠法改正特設サイト」において、令和元年改正意匠法の説明資料・事例集等を公開中。令和元年改正意匠法の令和 3 年 4 月 1 日施行部分（手続救済規定の拡充）の記載について、令和 5 年 4 月 1 日施行の改正法（特許権等の権利回復の要件の変更）に合わせて更新 ・部分意匠、関連意匠、改正意匠法に基づく新たな保護対象（画像・建築物・内装）等について意匠登録事例を公開し、英訳版も公開。 ・日本の意匠制度にあまり詳しくない海外ユーザーに向けて、日本の意匠制度の特徴や近年の法令改正、日本の意匠出願手続において海外ユーザーが特に間違えやすいポイントについて、実際の登録事例や仮想事例を交えながら簡潔に解説した、英語及び中国語のガイドブック”Your Key to Success: for Obtaining a Design Right in Japan”（2024 年 1 月）、”成功之秘诀：为在日本取得外观设计专利权”（2024 年 11 月）を発行し、特許庁ホームページでも公開。 ・「仮想空間において用いられる画像の意匠登録出願に関するガイドブック」を公開（2024 年 3 月）。 <e-learning> ・INPIT 提供の e-Learning である IP plat の「令和元年改正意匠法の概要」を公開中、同教材のテキストを特許庁ホームページで公開中 2. 近年改訂された意匠審査基準改訂等に関して、以下のとおり周知を行った。 ・庁内職員向け研修（審査官コース研修、事務官向け研修、調査員向け研修） ・新興国審査官向け研修（2024 年 7 月実施） ・実務者向け意匠制度説明会（INPIT 提供の e-ラーニングである IP replat 上でのオンライン説明会。（2025 年 2 月頃公開予定）
資料の 所在	○品質ポリシー（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html
	○品質マニュアル（上記 A 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html
	○意匠審査基準（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html
	○意匠審査基準英語版（仮訳）（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html
	○意匠審査便覧（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyoun_binran/index.html
	○面接ガイドライン【意匠審査編】（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/mensetu_guide_isyou.html
	○産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/index.html
	○意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/index.html
	○日本意匠分類関連情報（上記 C 関連） https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyoun_bunrui/index.html
	○審査品質管理・審査基準・分類等関連文書の四法対照表（上記 E 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/shihou_taishou.html

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目②

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	② 審査及び品質管理のための手続の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。
実績又は現況	A) 審査の進め方 意匠審査官が意匠審査を行う具体的な手続きを「意匠審査基準」において定めている。 B) 品質管理 品質管理のための手順及び担当を「品質マニュアル」において設定しており、PDCA サイクル内の各項目についても、手順及び担当の詳細について参照すべき文書を明記している。  意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル (PDCA サイクル) 概念図
	○意匠審査基準 (上記 A 関連) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html ○意匠審査基準英語版 (仮訳) (上記 A 関連) https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html ○品質マニュアル (上記 B 関連) https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/document/isho_manual/manual.pdf
資料の所在	

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目③

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知
評価の目的及び観点	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。
実績又は現況	(品質管理に関する方針・手続の制度ユーザーへの公表状況) A) 品質ポリシー 「品質ポリシー」の公表 (2014 年 8 月) 及び配布 (2014 年 9 月以降) 「品質ポリシー」英訳版の公表及び配布 (2014 年 10 月以降)
	B) 品質マニュアル 「品質マニュアル」の公表 (2014 年 12 月) 及び改訂 (2015 年 6 月、2016 年 7 月、2022 年 7 月) 「品質マニュアル」英語版の公開 (2022 年 7 月)
	C) 企業等との意見交換における「品質ポリシー」等の品質に関する文書や取組の紹介 企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」等について紹介する内容を設け、説明を行っている。 (2024 年 4 月～12 月実績：10 件、去年同期：19 件)
	(職員に対する周知状況) D) 庁内のイントラネット等における周知 ・庁内イントラネットにおいて、「品質ポリシー」、「品質マニュアル」等の品質に関する文書を意匠審査部全体に周知している。 ・各審査室において、「品質管理に関するディスカッション」を開催。 (2024 年 12 月)
	E) 研修等における周知 質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方についての講義・討論を行う研修を実施している。 - 品質管理官向け説明会 (年度途中は人事異動に合わせて随時開催) - 審査官補コース研修 2024 年 4 月 23 日 3 名受講 - 審査系マネジメント能力研修 2024 年 6 月 12 日 3 名受講 - 審査官コース前期研修 2024 年 9 月 12 日 3 名受講 - 応用能力研修 2 2024 年 12 月 16 日 2 名受講
	F) 職員の理解状況の把握 審査系マネジメント能力研修及び応用能力研修 2 については、受講者全員を対象として各研修の最後に研修内容の改善を目的としたアンケートを実施した。 各研修については、アンケートに加えて、講義後に理解度を確認する検証を実施した。
	○品質ポリシーパンフレット (上記 A, B, C 関連) https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/policy.html
資料の所在	○品質ポリシー (英語) (上記 A 関連) https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html
	○品質マニュアル (上記 B 関連) https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目③

	○品質マニュアル（英語）（上記 B 関連） https://www.jpo.go.jp/e/introduction/hinshitu/shinsa/isho/index.html
--	--

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目④

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	④ 審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

(意匠審査部門の組織体制・人員配置)

A) 意匠審査部門の組織体制、審査官の人員配置

意匠審査部門は、令和元年意匠法改正の施行に伴い審査体制を強化し、2020 年度 4 月から定員 2 名増の合計 50 名の審査官数を維持し、意匠登録出願の審査を行っている。2024 年度は、3 名の審査官を採用し、昨年度と同数の審査官数を確保した。

3 つの審査室の管理職が品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。

B) 審査業務の効率化と海外庁との比較

審査システムの機械化や、バッチ審査の導入等による審査業務の効率化を図ってきた。この結果、審査官 1 人当たりの一次審査件数（FA 件数）で見ると、米国特許商標庁（USPTO）と比較し、約 3.7 倍（2023 年の FA 件数を審査官数で割った参考値）の審査量を行っている上に、FA 期間も USPTO（16.5 月）の半分以下（5.9 月）の期間で行われている。

実績又は現況

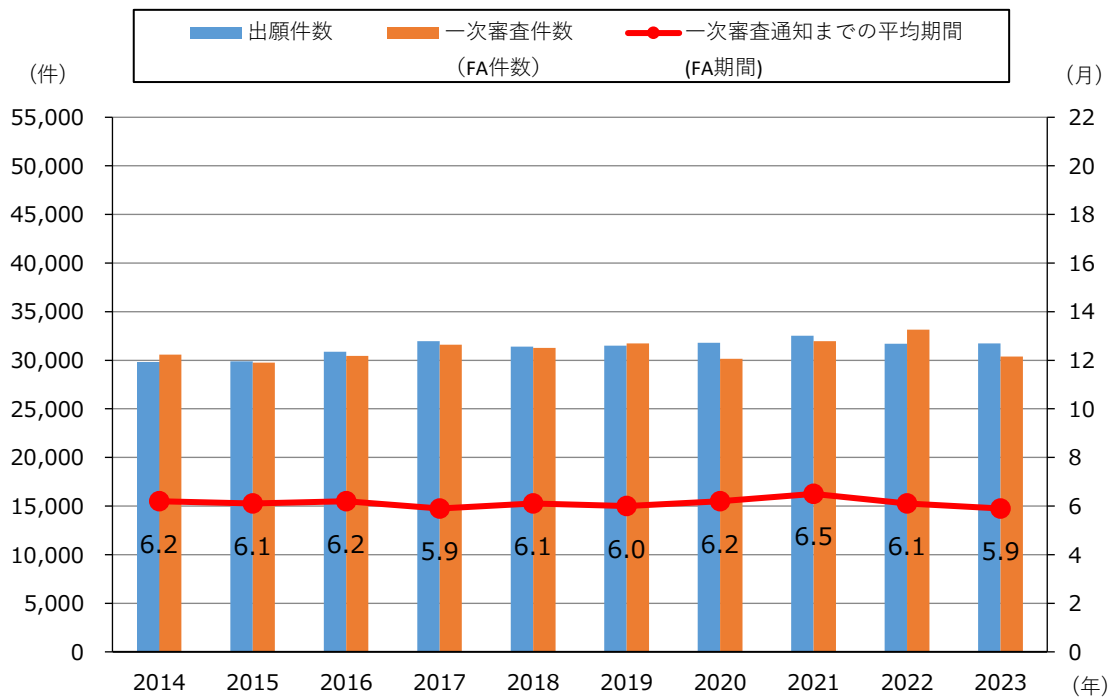
年又は年度	日本 (JPO)	米国 (USPTO)
2014	49	145
2015	48	184
2016	48	189
2017	48	183
2018	48	178
2019	50	171
2020	50	204
2021	50	233
2022	50	295
2023	50	331

【図 1】 J P O と USPTO との審査官数比較

(特許行政年次報告書、USPTO「Performance and Accountability Report」 「Workload Tables」を基に作成)

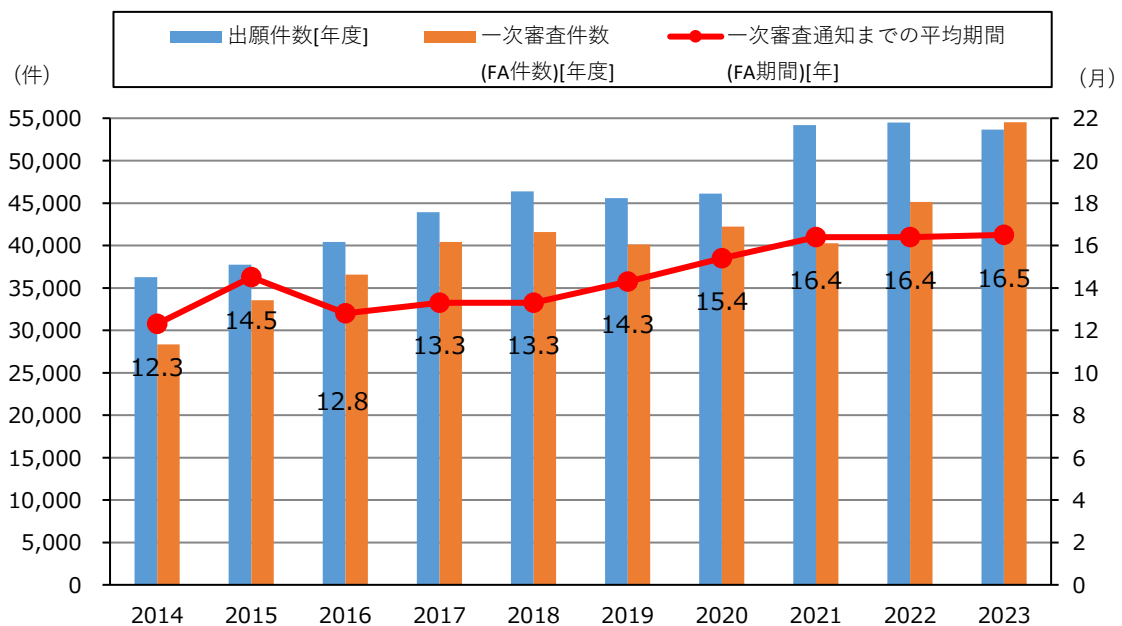
各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目④



【図 2】 JPO の出願件数、FA 件数及び FA 期間
(特許行政年次報告書を基に作成)

実績又は現況



【図 3】 USPTO の出願件数、FA 件数及び FA 期間

(USPTO 「Performance and Accountability Report」、 「Workload Tables」、 ID5 「Statistical Items concerning design field for Information Exchange among the five offices of ID5」 を基に作成)

C) 改正意匠法に基づく新たな保護対象についての意匠登録出願状況

新たな保護対象についての意匠登録出願件数

画像 (2024 年 4 月～12 月実績 : 1125 件、昨年同期 : 1099 件)、建築物 (2024 年 4 月～12 月実績 : 275 件、昨年同期 : 349 件)、内装 (2024 年 4 月～12 月実績 : 212 件、昨年同期 : 191 件)

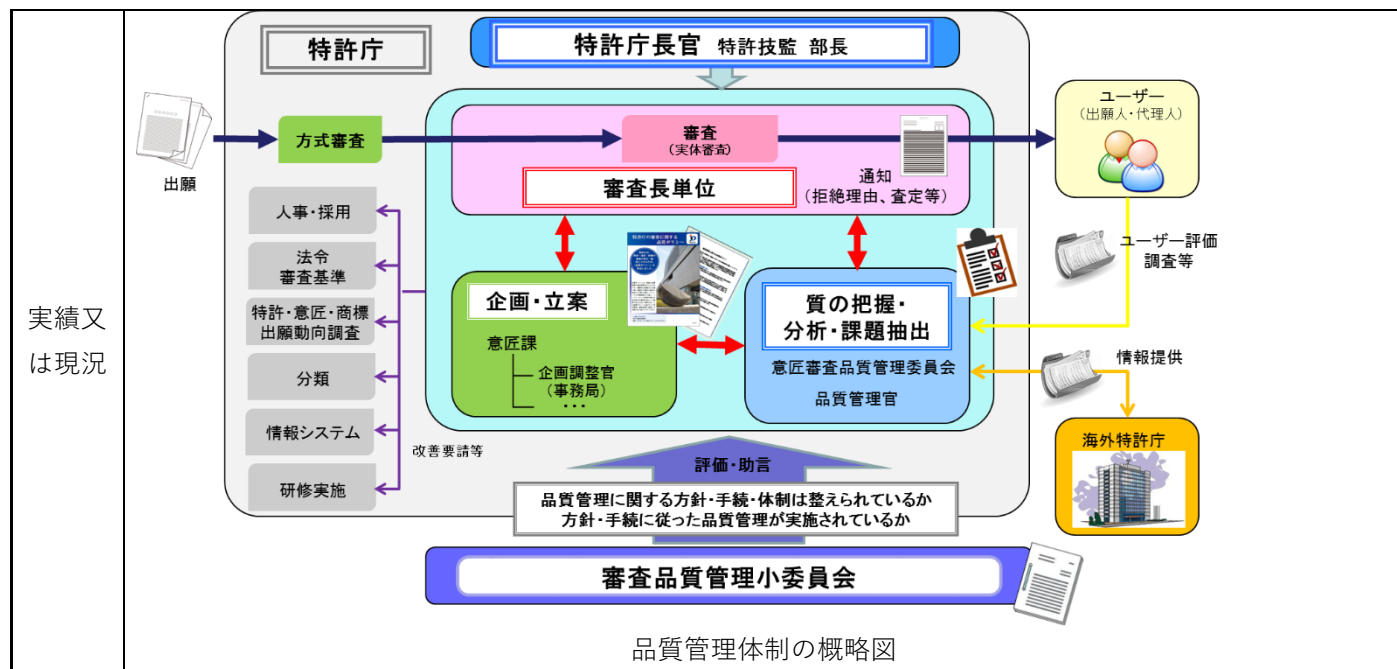
各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑤

評価項目名	1. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	⑤ 品質管理体制
評価の目的及び観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。
実績又は現況	(特許庁の品質管理体制) A) 責任者としての長官・特許技監・審査第一部長 意匠の審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官、特許技監、審査第一部長が責任者となっている。
	B) 審査業務を実施する各審査長単位 審査第一部長及び各審査長のマネジメントの下、分掌された物品分野の意匠について意匠審査を行っている。
	C) 品質関連施策の企画・立案を行う意匠課 品質関連施策の企画・立案業務は、意匠課長のマネジメントの下、品質管理の企画・立案を行う者を 4 名（通常の審査業務と兼任）設け、以下の業務を行っている。 ・審査部・審査長単位が実施する施策（協議、決裁、品質監査、審判情報の活用等）の企画・立案 ・品質関連施策（ユーザー評価調査等）の企画・立案 ・品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート（審査の質に関する各種データの収集や起案の形式的瑕疵のチェック）
	D) 審査の質の分析・評価を行う意匠審査品質管理委員会・品質管理官 意匠審査品質管理委員会は、3 審査室の、審査長、審査監理官及び上席総括審査官の合計 6 名（うち 1 名は委員長）の委員と、事務局によって以下を行っている。 ・品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等のデータの分析及び評価 ・上記分析及び評価により明確化された課題の報告 ・品質に関するデータや分析結果の審査長単位へのフィードバック ・意匠課が企画・立案する品質管理に関する各種施策についての助言・品質管理官に審判部での管理職経験者を増員し、国内の出願の監査を担当する者を 4 名、ハーグ出願の監査を担当する者を 4 名で構成している。（昨年各 3 名）

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑤



各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑥

評価項目名	Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑥ 品質向上のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
実績又は現況	A) 決裁 決裁者は、審査官が作成した処分等に係る書面の「全件」について、実体面及び形式面の両方からチェックを行っている。 起案内容に疑義がある場合には、審査官に対して起案内容等を確認し、必要があれば差し戻しを行い、再起案させると共に指導を行っている。 監査において品質管理官から指摘のあった点については都度決裁者に確認を行うことで、品質管理に関する高い意識付けを行っている。 決裁時に留意すべきポイントについて管理職間での情報共有を図っている。
	B) 審査官と決裁者間の協議（案件協議） <u>国内案件を対象に決裁者と案件協議を行うことで審査の質（意匠の認定、サーチ、判断、起案の均質性）を向上させる取組を行っている。</u> ・判断の均質性確保の観点から、前担当者の方針と異なる方向で処理を検討している案件 ・同じ条文に基づく拒絶理由を 2 回以上通知する案件 ・模倣品対策のため早期審査対象案件 ・2022 年 9 月から、新たに、類否判断の適正化のための案件協議を開始し、引き続き実施している。 ・審査基準等に照らしても判断が難しい案件や審査運用に課題等を発見した場合 2024 年 4 月～12 月実績：40 件、去年同期：23 件 また、上記に該当しない案件についても、自主的に決裁者と案件協議を行い、審査の質を向上させている実態があることから、これらの協議件数についても集計している。 2024 年 4 月～12 月実績：2515 件、去年同期：2662 件 ハーグ出願については、これまでの取組により、国内出願の審査と遜色のない水準の習熟度が得られてきたことから、即登録可能な特段問題のない案件を除き、全件案件協議対象とすることで、引き続き均質性を担保している。 2024 年 4 月～12 月実績: 1714 件、去年同期：1302 件
	C) ハーグ出願への対応 ハーグ案件については、出願内容だけでなく手続上の問題も含め様々な事例が存在することから、即登録可能な特段問題のない案件を除き、F A 全件について決裁者との案件協議を行っている。また、必要に応じ、S A 案件の案件協議も行っている。 協議を行ったハーグ案件については、審査官が協議内容を記録した後、その情報をデータベースに集約化し、関連条文で検索可能としている。 ハーグ起案時の主なチェックポイントをまとめた「ハーグ起案チェックシート」を用いて、ハーグ出願の審査実務における注意事項を共有している。 さらに、意匠審査官向けのハーグ協定対応英語起案研修を実施している。

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑥

実績又は現況	D) 専門知識（意匠動向・ビジネス動向）の把握、知識の共有 審査官は、出願人企業との意見交換会等を活用して、審査担当分野の物品の取引状況や創作現場に関する最新の知識や動向を把握している。 審査官は、審査担当物品関連の展示会参加やショールーム見学を行い、担当分野の意匠のトレンド等の情報を得ることで、意匠の認定に必要な専門知識を高めている。 異動等で新しい担当分野を持った審査官は、企業との意見交換会や面接を積極的に行うことで専門知識を得る機会を増やしている。 日本意匠分類ごとの分類定義カードの作成・管理、出願案件ごとのサーチ及び審査に関する記録を随時作成して、他の審査官と共有できる情報の充実を行う。 協議を行ったハグ案件については、審査官が協議内容を記録した後、その情報をデータベースに集約化し、関連条文で検索可能としている。2024 年 4 月～12 月に 1714 件追加した。（昨年同期：1302 件）							
	E) 業績目標と審査官の評価 各審査官は、所属する審査長単位（各審査室）の業績目標・実施計画に沿った業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成の努力をしている。その達成状況は、半年に一度管理職により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックしている。							
	F) 面接・電話対応 出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めた。 2021 年 10 月からは公開案件について、2022 年 1 月からは未公開案件についても、オンライン面接で Microsoft teams を利用可能とした。これらオンライン面接の手段を拡充しつつ、2022 年度からは、対面およびオンライン両方のコミュニケーションを確実に実施している。また、テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段について整理した運用（テレワーク中の審査官による折り返し連絡の義務化等）を、審査官に対して周知した。 2022 年 1 月より、未公開案件についても補正案等を電子メールで受付可能とした。 テレワーク中の審査官との電話連絡やオンライン面接の手続等について分かり易く紹介する「DX 時代における意匠審査官とのコミュニケーション」を作成し、2022 年 10 月に特許庁ホームページに掲載し、情報を発信した。 2024 年 1 月に面接ガイドラインを改訂し、出張面接を行う会場について、出願人が希望する場合には、出願人が使用する建物内等で実施できることとした。また、電子メールによる担当審査官への面接依頼を可能とするとともに、補正案等の送付に際し、電子メールで事前連絡を行うことを可能とした。 <2024 年 4 月～12 月実績> <table><tr><td>① 面接（②③④を除く）</td><td>68 件（昨年同期：70 件）</td></tr><tr><td>② 出張面接</td><td>4 件（昨年同期：4 件）</td></tr><tr><td>③ オンライン面接</td><td>42 件（昨年同期：10 件）</td></tr><tr><td>④ ハイブリッド面接※</td><td>0 件（昨年同期：3 件）</td></tr></table> ※対面とオンラインによるハイブリッド ⑤ 電話等（対応記録の件数） 1682 件（昨年同期：1584 件） <2024 年度「特許庁が達成すべき目標」> コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を 70%以上」とすることが定められており、2024 年度ユーザー評価調査結果は 88.3%でこれを達成した（2023 年度に実施したユーザー評価調査は 73.0%）。	① 面接（②③④を除く）	68 件（昨年同期：70 件）	② 出張面接	4 件（昨年同期：4 件）	③ オンライン面接	42 件（昨年同期：10 件）	④ ハイブリッド面接※
① 面接（②③④を除く）	68 件（昨年同期：70 件）							
② 出張面接	4 件（昨年同期：4 件）							
③ オンライン面接	42 件（昨年同期：10 件）							
④ ハイブリッド面接※	0 件（昨年同期：3 件）							

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑥

実績又は現況	G) 品質関連情報の収集・提供 以下の品質関連情報を活用し、意匠審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図った。 ・ 審査に関する統計データ：審査官各人の拒絶理由ごとの件数等、処理状況の内訳を、意匠審査部門全体の平均と比較できるようにして 2024 年度も毎月提供している（データの閲覧は、本人と管理職のみ可）。 ・ 品質監査の結果を月に一度品質管理官及び意匠審査部門に共有し、情報共有をはかっている。
	H) 審査関連文書の整備・改訂 令和 5 年不正競争防止法等の一部を改正する法律による意匠法改正に則した意匠の新規性喪失の例外適用手続緩和等に係る意匠審査基準の改訂（2023 年 12 月に特許庁ホームページで公表） ・ 意匠審査便覧の参考審判決例の追加（2023 年 12 月）。
	I) 能力向上のための研修の実施 審査官全員の知識（最新の技術やデザイン動向の把握等）及び能力（起案文書作成能力等）の向上を目的として、各種研修の受講機会を設けている。 ・ 技術研修（2025 年 2 月頃実施予定） ・ 海外の展示会に出張参加・・・アンピエンテ（2025 年 2 月予定） ・ 意匠審査官向けのハーグ協定対応英語起案研修を実施（2024 年度 5 名受講） ・ 審査官(補)コース研修 ・ 審査官補育成プログラムの実施 ・ 展示会への参加・ショールームの見学による専門知識の向上 ・ 若手による審査以外の業務の実施（企業インターン、庁内インターン、各種 WG・PT のメンバー経験） ・ 審査室において、審査室内座談会・勉強会を開催 ・ 資料調査員座談会を開催 ・ 留学、大学聴講、税関研修、学会案内、特別研修、指導官向け研修（指導力向上研修）、等 ・ 全意匠審査官を対象に、以下の 3 テーマを基に審査の質に関するディスカッションを行った（2024 年 12 月）。 1. 強く・広く・役に立つ意匠権の設定のための類否判断とは？ 2. よりわかりやすい拒絶理由通知・拒絶査定の記事について 3. 日頃、品質向上のために各自工夫していることについて
	J) 分類関連 ・ 改正意匠法に対応したサーチ及び意匠審査を適切に実施するため、建築物、内装意匠及び画像意匠に対応した意匠分類の改正を行い、2020 年 4 月に公表 ・ 日本意匠分類毎の定義の作成及び公開（2024 年 4 月更新） ・ 法改正に対応した画像意匠出願の審査を的確に行うため公知資料（約 33 万 5 千件）に対する再解析及び新画像意匠分類の再付与（2023 年度未完了） ・ 意匠登録出願に対するロカルノ分類の付与及び日本意匠分類とロカルノ分類との対照表等の整理 ・ 的確なサーチを行うこと、また、ロカルノ協定上の義務を果たすことを目的として、出願意匠に対して日本意匠分類に加えてロカルノ分類の付与、メンテナンス ・ 日本意匠分類とロカルノ分類の対照表、ロカルノ分類物品リストの日本語訳、WIPO における国際登録を検索するための手順書を作成し、必要に応じて適宜修正

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑥

実績又は現況	K) 意匠法改正に対応した資料施策 意匠法改正に伴い保護対象が拡充された案件を適切にサーチするため、建築物、内装意匠及び画像意匠に関する審査資料の収集を行っている。 建築物・内装意匠については、建築関連団体等からの情報聴取に基づき、建築関連の雑誌・図書の追加収集や建築関連の有用な情報が掲載されたインターネットサイトの審査室内での情報共有を行っている。過年度に収集した建築関連雑誌等から該当する意匠の再抽出を行う作業は 2021 年度で完了し、2022 年度以降はインターネットサイトからの収集を行っている。 画像意匠については既に 2013 年度から資料収集を行っているが、2019 年度以降、投影画像やクラウド上に表示される画像についても収集を行っている。
	L) 国際的取組 意匠五庁（ID5）の協力枠組や DLT 外交会議に向けた調整会合を通じて、審査実務や意匠制度に関する情報交換を行っている。 外国特許庁との二国間会合を通じて、意匠実務に関する情報交換を行っている。 ・米国（2024 年 4 月実施） ・中国（2024 年 9 月実施） ・韓国（2024 年 9 月実施） ・ID5（2024 年 4 月、2024 年 12 月実施） ・途上国研修（2024 年 7 月実施） ・DLT 外交会議に向けた海外知財庁との会議 2024 年 4 月米国、5 月 WIPO、5 月マレーシア、6 月ベトナム、6 月中国、6 月フィリピン、6 月ベトナム、7 月 EU、7 月インドネシア、7 月スペイン、7 月ドイツ、7 月米国、8 月ブラジル、9 月英国、9 月 B グループ、9 月韓国、9 月イスラエル ・DLT 外交会議に向けた地域間調整会合 2024 年 9 月ペルー ・日中機械化専門家会合（2024 年 7 月実施） ・日中韓デザインフォーラム（2024 年 9 月実施）
	M) 審査のための資料、ツール等の審査官への提供 拒絶理由通知等の起案関係の情報を蓄積及び照会可能なアプリケーション（拒絶理由通知等起案文検索アプリ）や、テレワーク環境下でも使用できるよう意匠検索支援ツールを開発し、審査官に提供している。他、関連意匠出願、ハグ案件起案時の主なチェックポイントをまとめた「関連意匠起案チェックシート」「ハグ起案チェックシート」を用いて、審査実務における注意事項を共有している。 2021 年度からアジャイル型のシステム開発を進めており、 ・類似画像検索技術を活用した審査官向け検索支援ツール ・起案文の形式的チェックを行うツール を審査官に提供している。 2024 年度からは、 ・多図面ブラウザのバージョンアップ、参考文献の書き込みを効率化する新たなツールをリリース ・外国意匠公報の公知資料化事業において、AI 技術を用いた日本意匠分類の付与を開始 ・外国公報を検索対象とした商用データベース（AI 技術による類似画像検索機能を含む）の導入を検討中 他にも、新たなバッチのサーチ指示書の活用によるサーチ対象資料の最適化を行った。

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑥

	N) 意匠法改正に対応した審査のための協議 保護拡充された分野の出願の審査判断は、複数の審査官による協議や意匠審査基準室への合議により行った。
資料の 所在	○意匠審査基準（審査の進め方の各論は、「第 1 部第 2 章 意匠審査の手順」を参照） https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/index.html
	○産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/index.html
	○意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html
	○意匠審査便覧 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyoun_binran/index.html
	○面接ガイドライン【意匠審査編】 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/mensetu_guide_isyou.html

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑦

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑦ 品質検証のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
実績又は現況	A) 意匠審査の取組報告、上半期終了後の進捗状況検証 2024 年 4 月に、当該年度に実施すべき取組を示した『令和 6 年度意匠課業務計画』の中で、意匠課の施策の一つとして「意匠審査の品質管理」を遂行する旨を定めた。 策定した取組の計画に対しては、半期終了ごとに進捗状況を検証し、レビューを実施している。
	B) 国内案件の品質監査 法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかについて、意匠審査基準第 I 部第 1 章（審査の基本方針と審査の流れ）及び第 2 章（意匠審査の手順）をベースとして検証した。 ・ 監査対象案件抽出のためのシステムを使用し、審査長決裁後の出願人への発送待ち案件から対象案件を抽出している。 ・ 同一案件に対して、判断・起案の品質監査とサーチの品質監査を一貫して行っている。 ・ 事務局は、全審査室の全審査官の起案が品質監査対象となるよう、監査対象案件を抽出している。 ・ 発送を保留したことによる審査期間の遅延・案件の滞留を防ぐため、1 回の監査では監査件数を品質管理官一人に対して 4 件程度、監査期間を 1 週間以内とし、年 8 回の監査を実施している。 ・ 年間の品質監査の件数は 2024 年 4 月～12 月の間に 90 件を実施（昨年同期：75 件）、年度内に約 100 件の監査を予定。 ・ 効果的な品質監査のために、担当審査官へのフィードバックの実施方法を検討し、品質管理官からの監査結果は、監査終了翌日までに決裁者へフィードバックし再起案等の相談、検討を速やかに行っている。 ・ 国内案件及びハーグ案件の効率的な品質監査の方法を検討し、品質監理官が監査を行うに際し必要に応じて対象案件の審査室の長の参考見解を求めることを可能とすることで、分野の特性に応じた類否判断等の評価を迅速化したほか、監査結果の確定プロセスを簡素化し、効率化を図った。 ・ 品質管理官に審判部での管理職経験者を増員し、また品質管理官相互の協議の機会を設けることにより、より質の高い効率的な監査を行うことが可能な体制とした。 ・ 2020 年度から国内案件のうち物品の一部に画像を含む意匠に係る出願の品質監査の試行を行っていたが、2021 年度より本格実施を開始し、今年度も引き続き監査対象としている。 ・ 品質監査の結果を月に一度品質管理官及び意匠審査部門に共有し、結果の検証を行っている。
	C) ハーグ出願の品質監査 2017 年度からハーグ出願の品質監査の試行を行っていたが、2019 年度より本格実施を開始した。 ・ 年間の品質監査の件数は 2024 年 4 月～12 月の間に 47 件を実施（昨年同期：40 件）、年度内に約 50 件の監査を予定。 ・ 監査項目は、国内案件の品質監査項目に加え、ハーグ出願の案件協議項目などを基に作成した、起案時に確認するチェック項目を参考に作成。

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑦

実績又は現況	D) ユーザー評価調査 2024 年度においても、4～6 月にユーザー評価調査を実施し、調査対象者について、海外ユーザーや中小企業を含め、様々なユーザーニーズの把握に努めた。 ・ 2024 年度の調査対象は、国内企業 304 社、外国企業 49 社。 ・ 2024 年度回答率：86.4%（昨年度実績：83.7%）。 ・ 意匠審査全般の質についての評価（全体評価）は、「普通」以上の割合が 97.0%（昨年度調査では 96.2%）、上位評価割合（「満足」・「比較的満足」の評価割合）が 65.8%（同 61.3%）。 ・ 分析の結果、「判断の均質性」、「拒絶査定の記事」、「専門知識レベル」を、特に注力して取り組むべき項目と設定した。 ・ 2024 年 9 月に特許庁ホームページにて「令和 6 年度 意匠審査の質についてのユーザー評価調査報告書」を公表済。その結果は意匠審査部門内でも共有。 ・ 今年度も、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付。 ・ 回答者の負担軽減のため、オンライン回答方式とし、調査対象者の自由・率直な御意見を得るために、無記名での回答を可能にしたほか、意匠審査全般の質についての調査のみ実施した。また、特定の出願における意匠審査の質については、特許庁ホームページにおいて、通年、意見募集した。 ・ 回答後の意見交換会についての同意確認も含めて調査を実施し、不満回答者との意見交換会を通じた審査の質の現状や審査の質に対するニーズの把握、分析を実施している。
	E) ユーザー等との意見交換 ユーザーニーズの把握を目的に、意匠課・意匠部門において、各企業や業界団体等のユーザーと、管理職をヘッドとする意見交換を実施。（一部の意見交換においては、企業の経営層との意見交換、情報収集を実施）。 ・ 企業との意見交換 2024 年 4 月～12 月実績：8 件、昨年同期：14 件 ・ 業界団体等の意匠制度ユーザーとの意見交換 2024 年 4 月～12 月実績：2 件、昨年同期：5 件
	F) 審査の質の向上のためのホームページでの意見受付 電話、電子メール等での意見受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用することを目的に、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を実施した。（日本語は 2014 年 11 月、英語は 2017 年 2 月から） 寄せられた意見は適切に管理すると共に、意見の内容を分析し、品質向上のための取組に反映し、また、回答者の同意を得たものについては、担当審査官へフィードバックしている。
	G) 審判決との判断相違の分析 意匠部門の判断と異なる審決の内容について審判部で審理結果連絡票を作成し、月次で審査部に共有を図っている。 意匠部門の審査長と意匠審判長との間で審査・審判意見交換会を実施している。（2024 年 9 月開催） 意匠審判部からの審判決報告会を実施している。（2025 年 2 月開催予定）
	資料の所在 ○審査の質の向上のための御意見受付（上記 F 関連） https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/hinshitsu-iken.html

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑧

評価項目名	Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑧ 審査の質の分析・課題抽出
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。
実績又は現況	A) 分析 意匠審査の質（審査手法、審査判断、拒絶理由通知等の記載内容等）を総合的な視点から分析及び課題抽出するため、「審査→決裁→発送→確定→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析を実施し、それぞれの課題の抽出を行っている。 審査手順 審査判断 記載ぶり、等 品質監査 (庁内) 目的：各審査室における審査・決裁の状況を把握し、改善すべき点を内部の視点から顕在化すること。 個別案件の 要因分析 (庁内) 目的：不備が生じる典型的事例を把握し、それらを未然に防ぐこと。 ユーザー 評価調査 (庁外) 目的：審査全般の質及び個別案件の審査の質について改善すべき点を外部の視点から顕在化すること。 審判決との判断 相違の要因分析 (庁内) 目的：審査と審判の間で判断が相違した場合の要因を把握すること。 集約 意匠課品質管理官 分析・課題抽出
	(特許庁内部での評価に基づく分析) B) 品質管理についての内部レビューを通じた分析 毎年、半期毎のレビューを行い、さらに、必要に応じて品質管理庁内委員会（意匠）で取組及び品質監査等の分析について内部レビューを実施し、意匠課関係部署及び意匠審査部門に対して情報発信を行っている。 2024 年度も前年度と同様に、半期毎のレビューと庁内委員会を実施し、問題点を分析し改善策を検討。 また、品質監査を通じて得られた知見について、関連部署に適切に情報共有し、将来的にマニュアル化すべき事項の検討材料を提供した。

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑧

実績又は現況	C) 品質監査を通じた分析 監査により得られたデータの分析及び監査における指摘事項、案件協議の記録、決裁者の聞き取りに関して、内容を詳細に確認し、指摘が多い事項、典型的な誤りが多い事項等を明らかにするなどの分析を行うことにより、現状を把握し、改善すべき点の顕在化を図り、改善策へつなげることができるようにしている。 また、品質監査に関する運用手順等に問題点や改善すべき点がないか適時検討を行う。 2024 年度は、昨年度に引き続き、品質監理官が監査を行うに際し必要に応じて対象案件の審査室の長の参考見解を求めることを可能とすることで、分野の特性に応じた類否判断等の評価を迅速化したほか、監査結果の確定プロセスを簡素化し、効率化を図っている。また、品質管理官に審判部での管理職経験者を増員し、また品質管理官相互の協議の機会を設けることにより、より質の高い効率的な監査を行うことが可能な体制とした。さらに、監査における指摘事項の見直しを行い、監査の効率化を図っている。
	D) 国際意匠登録出願の審査における内外乖離案件の分析 特許庁と他の 2 庁（実体審査国であるアメリカ、韓国）を指定国として出願されたハーグ出願のうち、特許庁と他の 2 庁とで審査結果が異なった出願を対象とし、他の 2 庁との審査結果の相違（内外乖離）に関する要因の分析を行っている。
	E) 審判関連データの収集・分析 日米欧中韓における意匠に関する審判決及びそれらの中で用いられた意匠情報を収集し、意匠の表現や判断理由等を整理し、審査官に提供している。
	(特許庁外部での評価に基づく分析) F) ユーザー評価調査を通じた分析 回収した調査票をもとに、ユーザーが意匠審査についてどう評価しているのかを分析した。 改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別の評価観点に対する評価と、当該観点の評価と全体評価との相関係数とを求め、評価と相関係数の散布図を使用して、相対的に評価が低い観点や相関係数が高い観点を抽出して分析している。 2024 年度の回答率は 86.4%（2023 年度の回答率は 83.7%）であり、また、分析対象とする項目やデータを見直したことにより、より実情に即した有益な回答を得ることができたとともに、より充実した分析を行うことができた。

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑧

実績又は現況	(課題抽出) (「特許庁内部での評価に基づく分析」により抽出された課題) G) 品質監査等、品質管理の取組 [B) での分析結果] <国内案件の品質監査> ・ 2024 年度の品質監査の結果からは、特に、過不足のないサーチ範囲の設定について課題が抽出された。 <ハーグ出願の品質監査> ・ 国内案件と比較してユーザー評価調査における満足度の結果が低いことから、前年度同様手厚い体制で監査を実施している。 ・ 2024 年度も引き続き、即登録可能な特段問題のない案件を除き、全件に対して案件協議を実施することで、どのような観点でハーグ出願の監査を行うか、監査における問題点の抽出等を行っている。 ・ 2024 年度の品質監査の結果は良好であり、特段の課題は抽出されていない。 <国際意匠登録出願の審査における内外乖離案件の分析> ・ 2021 年度から、特許庁と他の 2 庁（実体審査国であるアメリカ、韓国）を指定国として出願されたハーグ出願のうち、特許庁と他の 2 庁とで審査結果が異なった出願を対象とし、他の 2 庁との審査結果の相違（内外乖離）に関する要因の分析を行っている。
	(「特許庁外部での評価に基づく分析」により抽出された課題) H) ユーザー評価調査についての課題 [F) での分析結果] 2024 年度のユーザー評価調査における個別の評価項目の分析の結果、『判断の均質性』『拒絶査定の記事』について課題が抽出されたことから、更なる向上を目指して引き続き以下の取組を行う。 ・ 近年の法改正に対応し改訂した改訂意匠審査基準の遵守 ・ 起案に関する注意事項を審査官に周知（2024 年 4 月） ・ 改正意匠法に基づく新たな意匠の出願を対象とした複数審査官による案件協議の実施 ・ 案件協議等を通じた審査官間の判断の均質性の向上 ・ 類否判断の適正化のための案件協議（2022 年 9 月から開始） ・ 特に類否判断や創作非容易性の判断を伴う拒絶理由通知書に対応する意見書に対して、判断理由を分かりやすく記載する。また、創作非容易性の判断については、提示する証拠を含め、判断理由を論理的に記載する。 ・ この点について、全審査官向けの品質管理に関する研修において周知して、運用の徹底を図る。 『専門知識レベル』については、更なる向上を目指して引き続き以下の取組を行う。 ・ 企業との意見交換の機会を活用して、専門知識の習得に努める。 ・ 展示会等の機会を活用して、最新の専門知識の習得に努める。 ・ 各審査室において、「品質管理に関するディスカッション」を開催。（2024 年 12 月）

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑨

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(2) 継続的改善が適切に実施されているか
	⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。
実績又は現況	(①～③の改善状況) 以下の文書について改訂等の対応を実施。 <品質管理のための具体的な手順を示す文書> ・「面接ガイドライン」（面接・電話対応の具体的な手順を示す文書）（2024 年 1 月改訂） <意匠分類関連> ・日本意匠分類毎の定義の作成及び公開（2024 年 4 月更新） ・国際意匠分類（ロカルノ分類）第 15 版と日本意匠分類との対応表（コンコーダンス表）及び国際意匠分類第 15 版の仮訳について特許庁ホームページで公開（2024 年 12 月） ・国際意匠分類第 15 版の運用開始予定（2025 年 1 月）
	<意匠制度の改正や意匠審査基準改訂に関する周知> 1. 近年改正された意匠法等に関して、以下の通り新たな周知を行った。 <特許庁ホームページへの掲載> ・令和 5 年 6 月 14 日公布の改正意匠法（意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続の緩和）について、特許庁ホームページで周知。 ・意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続について周知のための解説動画「意匠犬と学ぼう！」シリーズを作成し、特許庁ホームページ及び YouTube チャンネルで公開中（第 4 弾まで公開済み）。 ・「令和元年意匠法改正特設サイト」において、令和元年改正意匠法の説明資料・事例集等を公開中。令和元年改正意匠法の令和 3 年 4 月 1 日施行部分（手続救済規定の拡充）の記載について、令和 5 年 4 月 1 日施行の改正法（特許権等の権利回復の要件の変更）に合わせて更新。 ・部分意匠、関連意匠、改正意匠法に基づく新たな保護対象（画像・建築物・内装）等について意匠登録事例を公開し、英訳版も公開。 ・日本の意匠制度にあまり詳しくない海外ユーザーに向けて、日本の意匠制度の特徴や近年の法令改正、日本の意匠出願手続において海外ユーザーが特に間違えやすいポイントについて、実際の登録事例や仮想事例を交えながら簡潔に解説した、英語及び中国語のガイドブック”Your Key to Success: for Obtaining a Design Right in Japan”（2024 年 1 月）、”成功之秘诀：为在日本取得外观设计专利权”（2024 年 11 月）を発行し、特許庁ホームページでも公開。 ・「仮想空間において用いられる画像の意匠登録出願に関するガイドブック」を公開（2024 年 3 月）。 <e-learning> ・INPIT 提供の e-Learning である IP ePlat の「令和元年改正意匠法の概要」を公開中、同教材のテキストを特許庁ホームページで公開中。 2. 近年改訂された意匠審査基準改訂等に関して、以下のとおり周知を行った。 ・新興国審査官向け研修（2024 年 7 月実施） ・実務者向け意匠制度説明会（INPIT 提供の e-ラーニングである IP replat 上でのオンライン説明会。（2025 年 2 月頃公開予定）

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑨

<品質管理に関する方針・手続の制度ユーザーへの公表状況> 企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」等について紹介する内容を設け、説明を行っている。 2024 年 4 月～12 月実績：10 件、昨年同期：19 件	
<職員向けの研修の実施状況> ・各審査室において、「品質管理に関するディスカッション」を開催。（2024 年 12 月） ・質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方についての講義・討論を行う研修を実施。 2024 年度実績	
・品質管理官向け説明会 ・審査官補コース研修 ・審査系マネジメント能力研修 ・審査官コース前期研修 ・応用能力研修 2	（年度途中は人事異動に合わせて随時開催） 2024 年 4 月 23 日 3 名受講 2024 年 6 月 12 日 3 名受講 2024 年 9 月 12 日 3 名受講 2024 年 12 月 16 日 2 名受講
（④の改善状況） <意匠審査部門の組織体制・人員配置> ・意匠審査部門は、令和元年意匠法改正の施行に伴い審査体制を強化し、2020 年度 4 月から定員 2 名増の合計 50 名の審査官数を維持し、意匠登録出願の審査を行っている。<u>2024 年度は、3 名の審査官を採用し、昨年度と同数の審査官数を確保した。</u>	
（⑤の改善状況） <品質管理体制> ・品質管理官に審判部での管理職経験者を増員し、国内の出願の監査を担当する者を 4 名、ハーグ出願の監査を担当する者を 4 名で構成している。（昨年各 3 名）	

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑩

評価項目名	II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか							
	(2) 継続的改善が適切に実施されているか							
	⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況							
評価の目的及び観点	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。							
実績又は現況	(⑥の改善状況 - 審査に関するもの -) < 審査官と決裁者間の協議（一部対象案件を協議（評価項目⑥の B 参照）） > また、上記に該当しない案件についても、自主的に決裁者と案件協議を行い、審査の質を向上させている実態があることから、これらの協議件数についても集計している。 ハグ出願については、これまでの取組により、国内出願の審査と遜色のない水準の習熟度が得られてきたことから、即登録可能な特段問題のない案件を除き、全件案件協議対象とすることで、引き続き均質性を担保している。 2024 年 4 月～12 月実績：40 件、昨年同期：23 件 協議必須案件以外の自主的な協議 2024 年 4 月～12 月実績：2515 件、昨年同期：2662 件。 < ハグ出願に関するもの（即登録可能な特段問題のない案件を除き、全件案件協議） > 2024 年 4 月～12 月実績: 1714 件、昨年同期：1302 件。							
	F) 面接・電話対応 出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めた。 2021 年 10 月からは公開案件について、2022 年 1 月からは未公開案件についても、オンライン面接で Microsoft teams を利用可能とした。これらオンライン面接の手段を拡充しつつ、2022 年度からは、対面およびオンライン両方のコミュニケーションを確実に実施している。また、テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段について整理した運用（テレワーク中の審査官による折り返し連絡の義務化等）を、審査官に対して周知した。 2022 年 1 月より、未公開案件についても補正案等を電子メールで受付可能とした。 テレワーク中の審査官との電話連絡やオンライン面接の手続等について分かり易く紹介する「DX 時代における意匠審査官とのコミュニケーション」を作成し、2022 年 10 月に特許庁ホームページに掲載し、情報を発信した。 2024 年 1 月に面接ガイドラインを改訂し、出張面接を行う会場について、出願人が希望する場合には、出願人が使用する建物内等で実施できることとした。また、電子メールによる担当審査官への面接依頼を可能とするとともに、補正案等の送付に際し、電子メールで事前連絡を行うことを可能とした。 <2024 年 4 月～12 月実績> <table><tr><td>⑥ 面接（②③④を除く）</td><td>68 件（昨年同期：70 件）</td></tr><tr><td>⑦ 出張面接</td><td>4 件（昨年同期：4 件）</td></tr><tr><td>⑧ オンライン面接</td><td>42 件（昨年同期：10 件）</td></tr><tr><td>⑨ ハイブリッド面接※</td><td>0 件（昨年同期：3 件）</td></tr></table> ※対面とオンラインによるハイブリッド ⑩ 電話等（対応記録の件数） 1682 件（昨年同期：1584 件） <2024 年度「特許庁が達成すべき目標」 > コミュニケーションに関するユーザーの評価について、「上位評価割合を 70%以上」とすることが定められており、2024 年度ユーザー評価調査結果は 88.3%でこれを達成した（2023 年度に実施したユーザー評価調査は 73.0%）。 < 審査関連文書の整備・改訂 >	⑥ 面接（②③④を除く）	68 件（昨年同期：70 件）	⑦ 出張面接	4 件（昨年同期：4 件）	⑧ オンライン面接	42 件（昨年同期：10 件）	⑨ ハイブリッド面接※
⑥ 面接（②③④を除く）	68 件（昨年同期：70 件）							
⑦ 出張面接	4 件（昨年同期：4 件）							
⑧ オンライン面接	42 件（昨年同期：10 件）							
⑨ ハイブリッド面接※	0 件（昨年同期：3 件）							

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑩

評価項目①の C、F、評価項目⑥の H 参照

令和 5 年不正競争防止法等の一部を改正する法律による意匠法改正に則した意匠の新規性喪失の例外適用
 手続緩和等に係る意匠審査基準の改訂（2023 年 12 月に特許庁ホームページで公表）

・意匠審査便覧の参考審判決例の追加（2023 年 12 月）。

<能力向上のための研修の実施>

・技術研修（2025 年 2 月頃実施予定）

・海外の展示会に出張参加・・・アンビエンテ（2025 年 2 月予定）

・意匠審査官向けのハーグ協定対応英語起案研修を実施（2024 年度 5 名受講）

・審査官(補)コース研修

・審査官補育成プログラムの実施

・展示会への参加・ショールームの見学による専門知識の向上

・若手による審査以外の業務の実施（企業インターン、庁内インターン、各種 WG・PT のメンバー経験）

・審査室において、審査室内座談会・勉強会を開催

・資料調査員座談会を開催

・留学、大学聴講、税関研修、学会案内、特別研修、指導官向け研修（指導力向上研修）、等

・全意匠審査官を対象に、以下の 3 テーマを基に審査の質に関するディスカッションを行った（2024 年 12 月）。

1. 強く・広く・役に立つ意匠権の設定のための類否判断とは？

2. よりわかりやすい拒絶理由通知・拒絶査定の記事について

3. 日頃、品質向上のために各自工夫していることについて

<意匠分類関連>

・日本意匠分類毎の定義の作成及び公開（2024 年 4 月更新）

・法改正に対応した画像意匠出願の審査を的確に行うため公知資料（約 33 万 5 千件）に対する再解析及び新画像意匠分類の再付与（2023 年度未完了）

<国際的取組>

意匠五庁（ID5）の協力枠組や DLT 外交会議に向けた調整会合を通じて、審査実務や意匠制度に関する情報交換を行っている。

外国特許庁との二国間会合を通じて、意匠実務に関する情報交換を行っている。

・米国（2024 年 4 月実施）

・中国（2024 年 9 月実施）

・韓国（2024 年 9 月実施）

・ID5（2024 年 4 月、2024 年 12 月実施）

・途上国研修（2024 年 7 月実施）

・DLT 外交会議に向けた海外知財庁との会議

2024 年 4 月米国、5 月 WIPO、5 月マレーシア、6 月ベトナム、6 月中国、6 月フィリピン、

6 月ベトナム、7 月 EU、7 月インドネシア、7 月スペイン、7 月ドイツ、7 月米国、

8 月ブラジル、9 月英国、9 月 B グループ、9 月韓国、9 月イスラエル

・DLT 外交会議に向けた地域間調整会合

2024 年 9 月ペルー

・日中機械化専門家会合（2024 年 7 月実施）

・日中韓デザインフォーラム（2024 年 9 月実施）

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑩

(⑦の改善状況)

< 国内案件の品質監査 >

- ・品質管理官に審判部での管理職経験者を増員し、また品質管理官相互の協議の機会を設けることにより、より質の高い効率的な監査を行うことが可能な体制とした。
- ・年間の品質監査の件数は 2024 年 4 月～12 月の間に 90 件を実施（昨年同期：75 件）、年度内に約 100 件の監査を予定。

< ハーグ出願の品質監査 >

- ・年間の品質監査の件数は 2024 年 4 月～12 月の間に 47 件を実施（昨年同期：40 件）、年度内に約 50 件の監査を予定。

< ユーザー評価調査 >

- ・2024 年度においても、4～6 月にユーザー評価調査を実施し、調査対象者について、海外ユーザーや中小企業を含め、様々なユーザーニーズの把握に努めた。
- ・2024 年度の調査対象は、国内企業 304 社、外国企業 49 社。
- ・2024 年度回答率：86.4%（昨年度実績：83.7%）。
- ・意匠審査全般の質についての評価（全体評価）は、「普通」以上の割合が 97.0%（昨年度調査では 96.2%）、上位評価割合（「満足」・「比較的満足」の評価割合）が 65.8%（同 61.3%）。
- ・分析の結果、「判断の均質性」、「拒絶査定の記事」、「専門知識レベル」を、特に注力して取り組むべき項目と設定した。
- ・2024 年 9 月に特許庁ホームページにて「令和 6 年度 意匠審査の質についてのユーザー評価調査報告書」を公表済。その結果は意匠審査部門内でも共有。

< ユーザー等との意見交換 >

- ・企業との意見交換
2024 年 4 月～12 月実績：8 件、昨年同期：14 件
- ・業界団体等の意匠制度ユーザーとの意見交換
2024 年 4 月～12 月実績：2 件、昨年同期：5 件

(⑧の改善状況)

< ユーザー評価調査についての課題 >

- 2024 年度のユーザー評価調査における個別の評価項目の分析結果に基づき、『判断の均質性』、『拒絶査定の記事』については、更なる向上を目指して新たに以下の取組を実施。
- ・起案に関する注意事項を審査官に周知（2024 年 4 月）
 - ・各審査室において、「品質管理に関するディスカッション」を開催。（2024 年 12 月）

各評価項目についての意匠審査の実績・現況等

評価項目⑪

評価項目名	Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか ⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信
評価の目的及び観点	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。
実績又は現況	(国内への情報発信、協力関係) A) 会合における情報発信 審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明をする。また、小委員会で使用した資料等を特許庁ホームページを通じて公表している。
	B) 意見交換会による情報発信及び協力体制 各企業との直接的な意見交換を、特許庁幹部（各審査部の部長等）や、各企業が出願した案件の審査を担当する審査室の管理職・審査官など様々なレベルで行っている。 2024 年 4 月～12 月実績：8 件（去年同期：14 件） 業界団体等の意匠制度ユーザーとの直接的な意見交換を継続して行っている。 2024 年 4 月～12 月実績：2 件（去年同期：5 件）
	(国外への情報発信、協力関係) C) 外国特許庁からの情報収集 意匠五庁（ID5）の協力枠組を通じて、審査実務や意匠制度に関する情報交換を行っている。
	D) 外国特許庁との意見交換 外国特許庁との二国間会合を通じて、意匠実務に関する情報交換を行っている。 ・ 米国（2024 年 4 月実施） ・ 中国（2024 年 9 月実施） ・ 韓国（2024 年 9 月実施） 新興国特許庁の意匠審査官を対象とした研修にて、我が国特許庁の意匠審査実務やハーグ協定加入の経験を共有する取組を行う予定。（意匠総合コース(2024 年 7 月開催)）
	E) 外国への情報発信 日中韓デザインフォーラム（2024 年 9 月）、日中意匠制度シンポジウム（2024 年 11 月）において、直近の意匠制度及び意匠審査基準改正や同改正に基づく審査実務の見直し等について情報発信を行っている。
	F) 我が国の審査結果の発信 外国特許庁における意匠審査業務の効率化及び質的向上を支援すべく、求めに応じてベトナム国家知的財産庁に対して我が国の審査結果を提供している。